

navigation

私立幼稚園・保育園・こども園の入園申し込みを受け付けます

子育て・健康推進課 ☎0977-75-1111 (内線 146)
 本庁舎福祉窓口 ☎0978-62-3131 (内線 167)
 大田庁舎大田振興課 ☎0978-52-2222 (内線 132)

平成27年度の私立幼稚園・保育園・こども園の入園申し込みを受け付けます。

【入園基準】

▼幼稚園・こども園(幼稚園部分)

満3歳以上の児童
 ※施設により、満3歳から受け入れを実施していない場合もあります。

▼保育園・こども園(保育園部分) ※保育に欠ける基準

- ・父母が就労していること
- ・父母が求職していること
- ・母親が妊娠中又は出産後間がないこと
- ・生まれた子どもの育児をすること
- ・父母が病気やケガをしたり、心身に障害があること
- ・家庭内に病人がいて父母がその看護にあたっていること等

【必要な書類】

- ・支給認定申請書(従来の入園申込書)
- ・保育に欠ける書類の証明書(父母の就労証明書等)
 ※幼稚園・こども園幼稚園の入園希望者は必要ありません。

【申込方法(新規入園)】

- ・『幼稚園』『こども園(幼稚園部分)』への入園を希望する方は、直接施設にお申し込みください。
- ・『保育園』『こども園(保育園部分)』への入園を希望する方は、下記の日程で各庁舎で受付を実施しますので、お申し込み・ご相談ください。

月 日	時 間	受付場所
1月19日(月) ～20日(火)	9時～12時	山香庁舎 子育て・健康推進課
1月21日(水) ～23日(金)	13時～17時	本庁舎 1階会議室

※現在『私立幼稚園』『保育園』『こども園』に入園されている方は、入園している園に直接必要書類を提出してください。

【新年度入園申し込み締切】

2月20日(金)まで

※市外の施設(幼稚園・保育園・こども園)のご利用を希望される方は上記日程に関わらず、できるだけ早めに子育て・健康推進課までご相談ください。

navigation

入札参加資格審査申請(建設工事)を受け付けます

契約検査課 ☎0978-62-3131

平成27年度に杵築市が発注する建設工事(県内業者および県外業者)の入札参加を希望する事業者は申請書を提出してください。なお、平成26・27年度の登録(申請は平成26年2月)をしている場合は、今回の申請は不要です。

申請書および添付書類の詳しい情報については、杵築市公式ウェブサイトをご覧ください。市役所契約検査課へお問い合わせください。

【受付期間】

2月1日(日)～28日(土) [消印有効]
 ※閉庁日を除く

【提出場所】

必要書類を契約検査課(本庁舎2階)まで直接お持ちいただくか、郵送でご提出ください。
 〒873-0001 杵築市大字杵築377番地1
 杵築市役所 契約検査課

【有効期間】

平成27年4月1日～平成28年3月31日

navigation

▶別杵速見地域広域市町村圏事務組合 入札参加資格申請の受付

別杵速見地域広域市町村圏事務組合 ☎0977-21-1126

平成27年度中に別杵速見地域広域市町村圏事務組合が行う入札の参加希望業者を受け付けます。

【受付期間】

2月2日(月)～28日(土) [郵送は2月28日必着]

【業種】

物品、施設管理、建設工事、コンサルタント

【申請条件】

別府市の入札参加申請条件に準じます。
 ※提出書類および提出方法などの詳細については、1月5日(月)から別杵速見地域広域市町村圏事務組合窓口や別杵速見地域広域市町村圏事務組合の公式ホームページ(<http://www.bekkihayami-oita.jp/>)で入手できます。

navigation

高齢者の障害者控除対象認定

高齢者支援課 介護保険係 ☎0977-75-1111(内線138)

65歳以上の要介護認定者で、寝たきり度や認知症の状態が一定の基準に該当し、杵築市長から「障害者控除対象者」として認定された人は、障害者手帳をお持ちでなくても所得税や住民税を申告する際、障害者控除を受けることができます。

【対象となる人】(①～③全てに該当すること)

- ①平成26年12月31日現在で、満65歳以上の人
- ②要介護認定を受けた人で、寝たきりまたは認知症の人
- ③身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳の交付を受けていない人

【障害者控除対象認定の適用の手続き】

- ①「障害者控除対象者認定申請書」を市役所へ提出します。
- ②後日市役所から、該当する人には「障害者控除対象者認定証」が、該当しない人には「障害者控除対象者非該当通知書」が送られてきます。

【申請に必要なもの】

- ①申請書(各庁舎介護保険窓口で受け取ることができます)
- ②認定を受けたい人の印鑑
- ③介護保険被保険者証

navigation

文化財調査を行います

生涯学習課 文化財係 ☎0977-75-2414

文化財を保存・活用するための計画を策定するために、〈今まで知られていない〉〈これからも大切に残していきたい〉「もの」や「行事」などの文化財の調査を行います。調査にあたり調査員がお話などを伺うこともありますので、ご理解とご協力をお願いします。

【期間】 平成27年1月～12月(1年間)

【場所】 市内全域

【調査対象】 地域の宝(文化財の指定・未指定は不問)

【調査方法】

市民文化財調査員が目視確認、聞き取り、写真撮影などで調査を行います。

navigation

高齢者のおむつ代に係る医療費控除

高齢者支援課 介護保険係 ☎0977-75-1111(内線138)

下記条件に該当する人は、医師による「おむつ使用証明書」にかわり杵築市長が発行する「おむつ代に係る医療費控除確認書」で所得税や住民税の医療費控除を受けることができます。

【対象となる人】(①～③全てに該当すること)

- ①おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降である。
- ②本人または扶養者がおむつを使用し、要介護または要支援の認定を受けている。
- ③おむつを使用した年、または前年(要介護認定期間が13月以上の場合)の主治医意見書内の「障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)」がBまたはCに該当、および「現在あるかまたは今後発生の可能性の高い状態とその対処方針」の『尿失禁』がありに該当する。

【おむつ使用確認書発行の手続き】

- ①「おむつ代の医療費控除に係る主治医意見書の内容確認申請書」を市役所へ提出します。
- ②後日市役所から、該当する人には「おむつ代に係る医療費控除確認書」が、該当しない人には「おむつ代に係る医療費控除確認書非該当通知書」が送られてきます。

【申請に必要なもの】

- ①申請書(各庁舎介護保険窓口で受け取ることができます)
- ②印鑑
- ③おむつ使用者の被保険者証
- ④前年の確定申告書(前年のおむつ使用証明書またはおむつ使用確認書でも可)